

内閣府

「犯罪被害者等」に外国籍の犯罪被害者等が含まれることの明確化
についての見解

犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する「犯罪被害者等」には、国籍については規定されていないが、同法の趣旨からかんがみると、「犯罪被害者等」には外国籍の者も含まれるものと解される。したがって、新たな犯罪被害者等基本計画において「犯罪被害者等」に外国籍の者が含まれることを明確化することについては可能であるものと考えられ、例えば、総論において「犯罪被害者等には、国籍による限定はない」旨の記述を盛り込むことなどが考えられる。

なお、犯罪被害者等基本計画における個別具体の施策の中には、外国籍の者については我が国に住所を有することを要件とするなど、外国籍の犯罪被害者等全般が対象とはならない施策もあるが、今回の「犯罪被害者等に外国籍の犯罪被害者等が含まれることの明確化」は、個別具体の施策の対象範囲を変更するものではない。個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ判断されるべきものであると考える。